

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。</p> <p>2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。</p> <p>一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。</p> <p>三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。</p> <p>四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。</p> <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>一 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。</p> <p>3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし